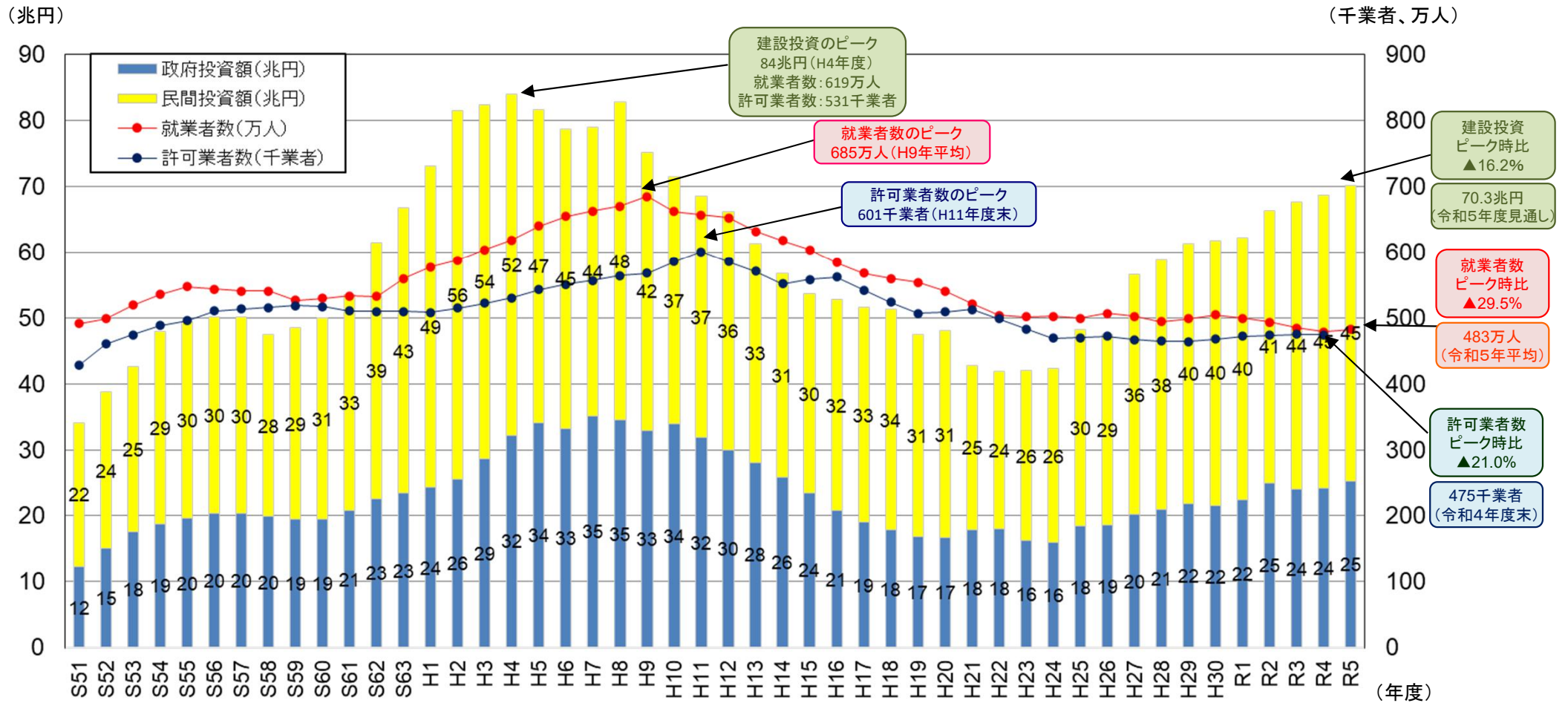


建設業界における 働き方改革への取り組み

建設事業をとりまく現状（建設投資、許可業者数及び就業者数の推移）

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

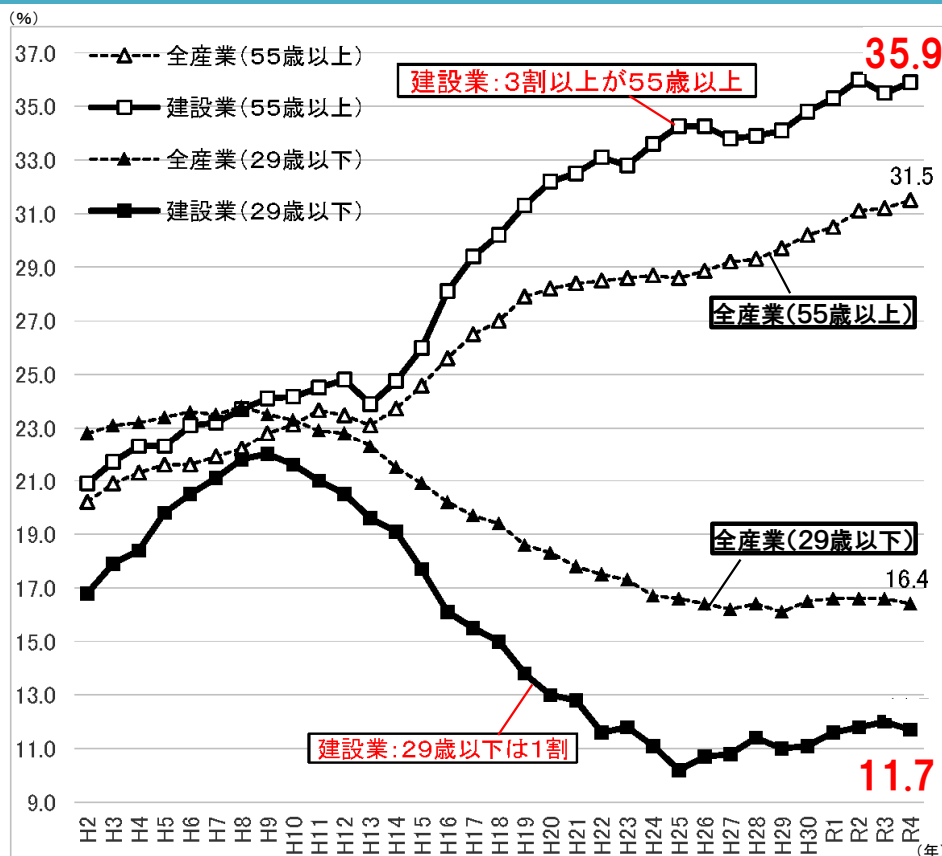
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設事業をとりまく現状（建設業就業者の現状）

- 今後、中長期的には、60代以上が大量離職（引退による退職）する可能性。
- 担い手の確保、育成が喫緊の課題。

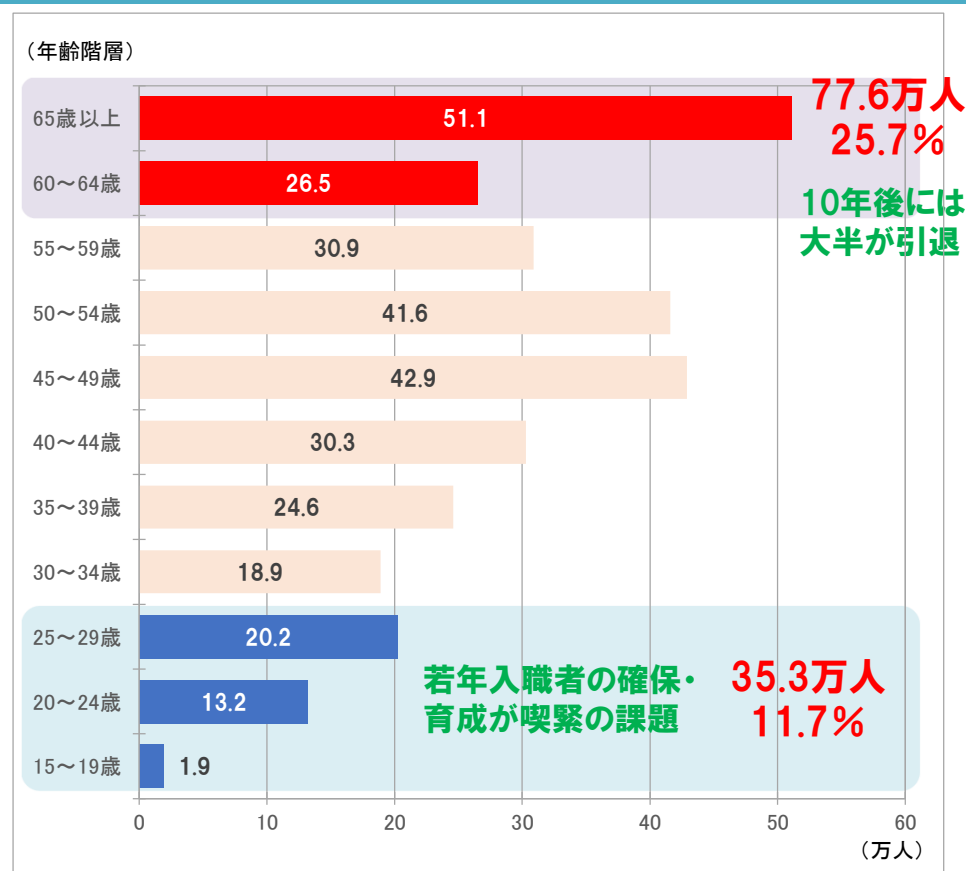
建設業の年齢階層別構成比の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出
（※ 平成23年データは、東日本大震災の影響により推定値）

- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ◆ 令和4年度は、実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加（29歳以下は2万人減少）。

建設従事者の年齢構成分布（全国）

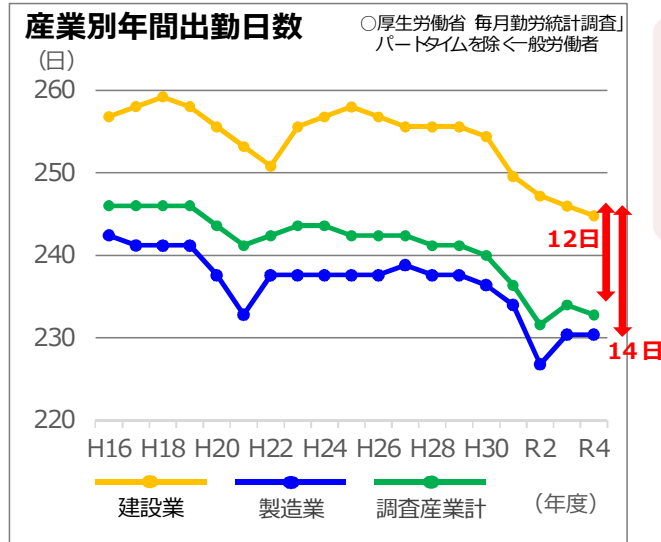


出所：総務省「労働力調査」（令和4年平均）をもとに国土交通省で作成

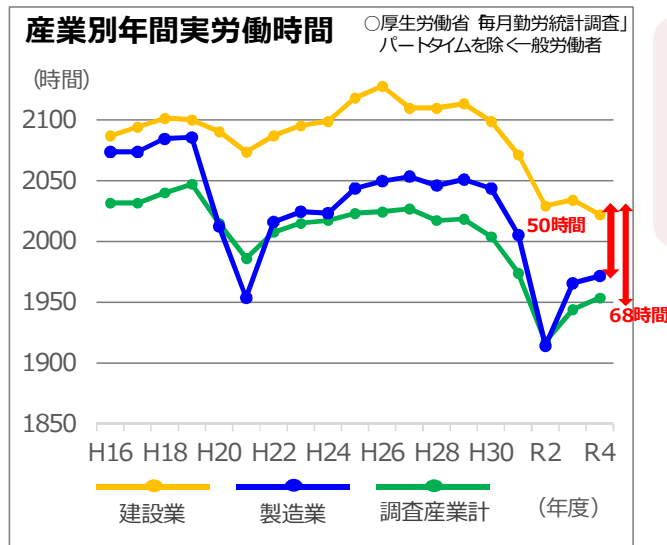
- ◆ 60歳以上の技能者は全体の約4分の1（25.7%）を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ◆ これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

建設事業をとりまく現状（実労働時間及び出勤日数の推移：建設業と他産業の比較）

年間出勤日数・実労働時間の推移



◆ 建設業では、**年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い**（製造業と比べて14日多い）。

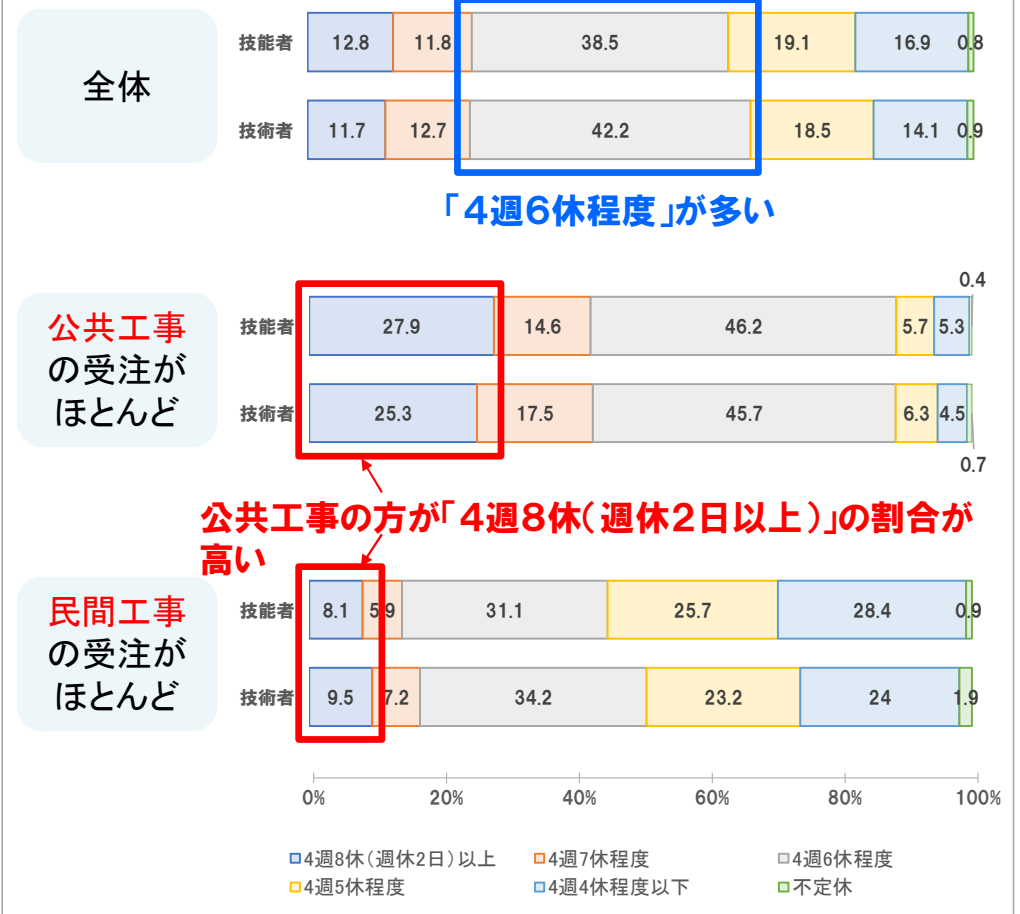


◆ 建設業では、**年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い**（製造業と比べて50時間長い）。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における休日の状況（技術者・技能者）

建設業における平均的な休日の取得状況



出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和5年5月31日公表）

◆ 技術者・技能者ともに**4週8休(週休2日)の確保ができていない**場合が多い。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要**

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

令和6年6月7日成立
公布から3ヶ月後、6ヶ月後、
1年6ヶ月後順次施行

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難**。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円/年	(▲15.6%)	2,022時間/年	(+3.5%)
全産業	494万円/年		1,954時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革
生産性向上

労働時間の適正化
現場管理の効率化

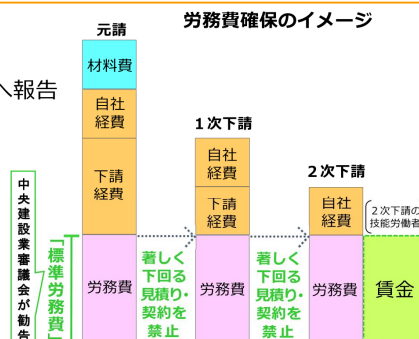
担い手の確保

持続可能な建設業へ

改正の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表
(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール**
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
・**工期ダンピング対策を強化**
(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**
・現場技術者に係る**専任義務を合理化**(例、遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「**指針**」を作成(例、元下間でデータ共有)
→特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理を努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成(2024~2029年度)
(KPI)・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%(2029年度)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定） ・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

建設業における2024問題

労働時間・休日に関する原則

法定労働時間

法律で定められた労働時間の限度
1日 8時間 及び **1週 40時間**

法定休日

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

時間外労働は
年720時間以内、月45時間超えは、年6か月が限度
複数月80時間以内、月100時間未満など

- 法定労働時間を超えて労働者に時間外労働や法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（サブロク協定）の締結（時間外労働の上限等を決める）と所轄労働基準監督署長への届出が必要
- 建設事業の内、災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も**一部の規定は適用されない**。

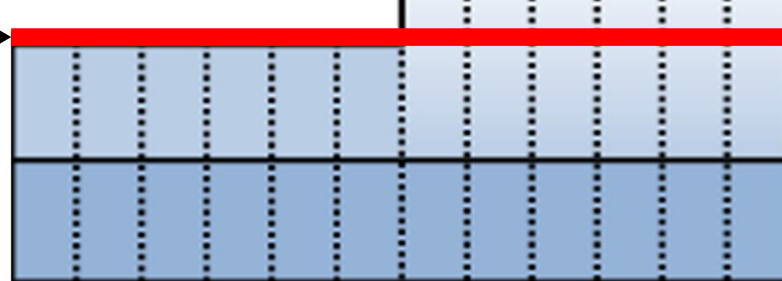
「災害時における復旧・復興時事業」の「対象」と時間外労働の上限規制の「イメージ」

- 公共土木施設**災害復旧事業費**国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業
- 災害協定、発注者の指示に基づく**災害復旧事業**
- 複数年にわたって行う**復興の事業** 等

法律による上限（原則）

月45時間
年360時間

法定労働時間
1日 8時間
1週 40時間



年間6か月までが限度

複数月80時間以内、
月100時間未満は
適用されない

法律による上限の
年720時間以内は
適用される

1年間 = 12か月

災害時における時間外労働規制

労働基準法 第139条と 労働基準法 第33条

- 労基法第139条：36協定の特別条項として、1か月の上限時間を超えた時間を予め締結することが可能
- 労基法第33条：労基署への許可申請により、36協定の限度とは別に時間外・休日労働を行わせることが可能

	災害時における復旧及び復興の事業 労基法第139条	労基法第33条
目的	社会的要請が強いため	人命・公益の保護のため
対象	災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)	災害その他避けることのできない事由 によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)
手続	36協定を届出 ・建設事業としての36協定の中で、特別条項として「災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合」について協定する	事前の許可又は事後の届出 ・事業場単位で申請／届出を行う ・許可申請書／届に、時間延長・休日労働を必要とする事由、期間・延長時間、労働者数を記載する
効果	36協定で定める 範囲内 で 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める 限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる
上限 規制	災害時における復旧及び復興の事業については、 【適用なし】 ・時間外労働＋休日労働の合計 単月100時間未満 複数月平均80時間以内 【適用あり】 ・年720時間の上限 ・月45時間超は6か月の限度	適用なし
割増賃 金	支払必要	

建設業界における働き方改革のとりくみ(令和6年度)

国民の命と暮らし
を守り抜く

新たな国土形成計画

新時代に地域力をつなぐ
国土の実現

新しい資本主義を加速

実現のために

「基本的な考え方」

＜3本柱＞

- I 国民の安全・安心の確保
- II 持続的な経済成長の実現
- III 個性を生かした地域づくりと分散型国づくり

※国土交通省の
「令和6年度予算
概要」より

「公共事業の適確な推進」

- 社会資本整備は未来への投資
- 公共事業の効率的かつ円滑な実施、順調な執行

新・担い手3法を踏まえ、

- 施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約
- 必要な変更契約等による適切な価格転嫁
- 国庫債務負担行為の積極的な活用
- 地域企業の活用に配慮した適正規模での発注
- 新技術の導入やi-Constructionの推進
- 災害に備えた防災体制の拡充・強化
- 建設資材価格の変動への対応
- 建設キャリアアップシステムの普及
- 技能者の賃金引き上げ
- 週休2日の実現
- 外国人技能労働者の受入・育成
- 防災体制等の拡充・強化

働き方改革・担い手確保を実現するための北陸地整における取組

- 建設業の働き方改革・担い手確保を実現するため、北陸地方整備局において各種取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

適正利潤の確保

■ 物価高騰に対応した適正な積算

賃金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度や見積活用型積算による適正な予定価格の設定

全体スライド

緩やかな価格水準の変動への措置

単品スライド

特定の資材価格の急激な変動への措置

インフレスライド

急激な価格水準の変動への措置

見積活用型積算方式

標準積算と実勢価格との乖離への対応

■ 適正工期の設定、工期の平準化

・国債・繰越の活用等で施工時期の平準化を実施

■ 2024年問題への対応

・時間外労働について災害、除雪時の適用を説明会等で周知

■ 週休2日適正工期

発注者宣言の創設

・週休2日の確保など適正な工期設定にむけ、発注機関と受注者の一体的な取組の推進

変わる待遇・働き方

■ 建設業の給与改善

令和6年3月労務単価、対前年度比、全職種で全国平均で5.9%の増

北陸3県（新潟県、富山県、石川県）においては平均で7.7%の増

施工合理化調査などの調査を通じて、標準歩掛等の改定を切れ目なく実施

■ 週休2日推進に向けた統一的現場閉所

■ ウィークリースタンスの更なる高み

○ これまで業務で行っていた、ウィークリースタンスを工事にも適用

- ①月曜日を依頼期限としない
- ②水曜日定時帰宅に心がける
- ③金曜日に依頼しない
- ④ランチタイム・オーバー・ファイブ ノーミーティング
(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤イブニング・ノーリクエスト
(定時間際、定時後の依頼をしない)
- ⑥金曜日でも定時の帰宅を心掛ける

■ 気候変動に対応した適切な工期・作業環境へ

気候に左右されない 作業環境を確保

未来につながる建設現場

■ BIM/CIM原則化と受発注者コミュニケーション等への更なる活用

3Dモデルの活用や遠隔臨場の拡大を推進
3Dモデルを活用した工事概要の説明
遠隔臨場を活用した工事検査の試行

■ プレキャスト製品や新技術の導入・活用

プレキャスト活用促進工事で実践
省人化による施工日数の低減

■ ICT施工の更なる展開

現場作業を分析し、工事全体の生産を向上

■ 工事書類のデジタル化・簡素化

情報共有システムの活用で監督検査等の効率化

工事書類の簡素化リーフレットの改訂

■ 若手技術者の育成

工事施工において秀でた若手技術者を表彰

北陸の元気を支える建設業の未来創造アクションプラン「北陸けんせつミライ2024」

インフラ整備のビジョン

■ 北陸地域のポテンシャル

- ① 三大都市圏に隣接する地理的優位性
▶ 日本列島のほぼ中央に位置し、三大都市圏から概ね300km圏域
- ② キラリと光る「モノ」づくり
▶ 付加価値の高いモノづくり産業（北陸各県の1人当たりの製造品出荷額は日本海側トップクラス）
- ③ 世界に誇る観光地
▶ 自然や歴史・文化を活かした多くの観光資源

地域の作り手として



【日本海沿岸東北自動車道】



【能越自動車道】



【金沢港 クルーズターミナル】



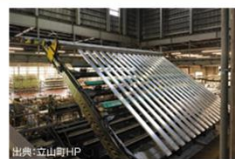
【国道289号 八十里越】

北陸の元気 なくして日本の元気 なし！

更なる進化・発展



【黒部立山アルペンルート】



【アルミ製品】



【佐渡金山（北沢浮遊選鉱場）】



【建設重機】



【兼六園】



■ 地域基盤のリスク

- ① 頻発する地震
- ② 激甚化する豪雨
- ③ 短期集中的な降雪
- ④ 進む施設の老朽化

地域の守り手として



【大河津分水路】



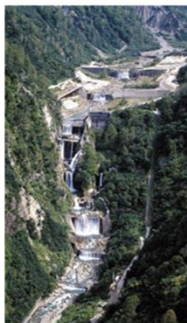
【利賀ダム】



【災害対応】



【除雪】



【白岩砂防堰堤】

北陸の建設業の未来創造に向けた

3本柱

～ 3K から『新4K』へ 魅力ある建設業に向けて ～

柱その1

適正利潤の確保

■ 物価高騰に対応した適正な積算

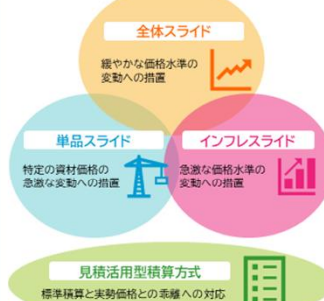
- ・賃金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度や見積活用型積算による適正な予定価格の設定

■ 2024年問題への対応

- ・時間外労働について災害、除雪時の適用を説明会等で周知

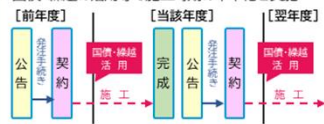


【深夜の薬剤散布作業】



■ 適正工期の設定、工期の平準化

- ・国債・繰越の活用等で施工時期の平準化を実施



■ 週休2日適正工期発注者宣言の創設

- ・週休2日の確保など適正な工期設定にむけ、発注機関と受注者の一体的な取組の推進



柱その2

変わる待遇・働き方

■ 建設業の給与改善

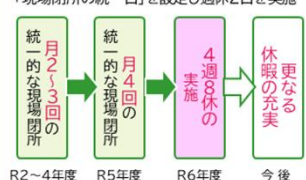
- ・他産業と開差のある建設業の給与水準を労務単価の引上げ等により改善



【北陸3県（金沢標準平均）】
R6年3月：労務単価 30,515円
対前年度比 7.7%増（12年連続の上昇）

■ 週休2日推進に向けた統一的現場閉所

- ・「現場閉所の統一」を設定し週休2日を実施



■ ワークリースタンスの更なる高み

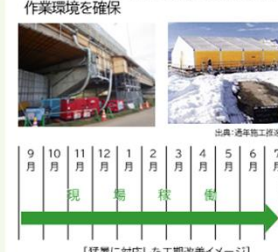
- ・一週間の受発注者相互のルールを設定

月	火	水	木	金	土	日
① 就業時間	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00
② 心身休養	17:00～18:00	17:00～18:00	17:00～18:00	17:00～18:00	17:00～18:00	17:00～18:00
③ 就業しない	18:00～24:00	18:00～24:00	18:00～24:00	18:00～24:00	18:00～24:00	18:00～24:00
④ 就業しない	24:00～5:00	24:00～5:00	24:00～5:00	24:00～5:00	24:00～5:00	24:00～5:00
⑤ 就業しない	5:00～8:00	5:00～8:00	5:00～8:00	5:00～8:00	5:00～8:00	5:00～8:00
⑥ 就業しない	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～17:00

- 【更にR5年度以下にも実施】
- ④ランタイム・オーバー・ミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- ⑤イブニング・ノー・クエスト（定時以降、定時後の依頼をしない）
- ⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける 他

■ 気候変動に対応した適切な工期・作業環境へ

- ・快適スーパー・ハウス等で気候に左右されない作業環境を確保



柱その3

未来につながる建設現場

■ BIM/CIM原則化と受発注者コミュニケーション等への更なる活用

- ・3Dモデルの活用や遠隔現場の拡大を推進



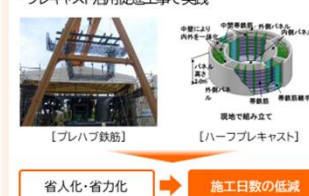
【3Dモデルを活用した工事概要の説明】



【VRゴーグル】

■ プレキャスト製品や新技術の導入・活用

- ・プレキャスト活用促進工事で実践



【プレハブ鉄筋】

■ ICT施工の更なる展開

- ・現場作業を分析し、工事全体の生産性を向上



【現場作業を分析し、工事全体の生産性を向上】



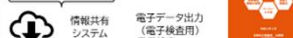
【遠隔現場を活用した工事検査の試行】



【ハーフプレキャスト】

■ 工事書類のデジタル化・簡素化

- ・情報共有システムの活用で監督検査等の効率化
- ・工事書類の簡素化リーフレットの改訂



【工事書類の簡素化リーフレットの改訂】

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

◇令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で5.9%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で7.7%の増

[全国全職種単純平均 28,951円(対前年度比 +5.9%増 1,616円増)]

北陸3県(全職種単純平均)

新潟県 29,878円(対前年度比 +7.5%増 2,096円増)

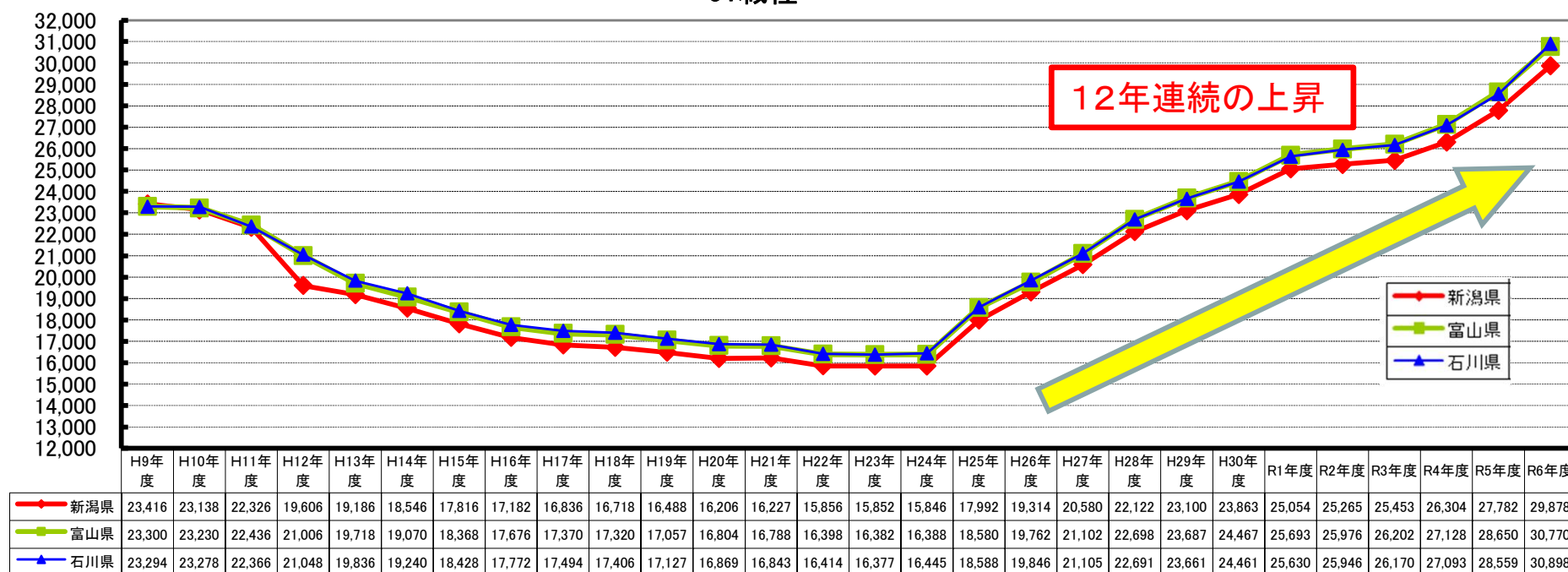
富山県 30,770円(対前年度比 +7.4%増 2,120円増)

石川県 30,898円(対前年度比 +8.2%増 2,339円増)

[3県平均 30,515円(対前年度比 +7.7%増 2,185円増)]

※北陸地方整備局計算値

令和6年度公共工事設計労務単価の推移
51職種



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建具工、建築ブロック工」を除く
 ※平成29年度から「石工(富山県、石川県)」、「山林砂防工(新潟県)」、「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く
 ※令和2年度から「石工(富山県、石川県)」、「ブロック工(富山県、石川県)」、「タイル工(富山県、石川県)」、「山林砂防工(新潟県)」、「屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
 ※令和3年度から「石工(富山県、石川県)」、「ブロック工(富山県、石川県)」、「タイル工(富山県、石川県)」、「屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価(12職種)

◇令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価(12職種)は、前回改定と比較し全国平均で6.2%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で6.5%の増

[全国12職種単純平均 23,548円(対前年度比 +6.2%増 1,369円増)]

北陸3県(12職種単純平均)

新潟県 23,983円(対前年度比 +6.4%増 1,433円増)

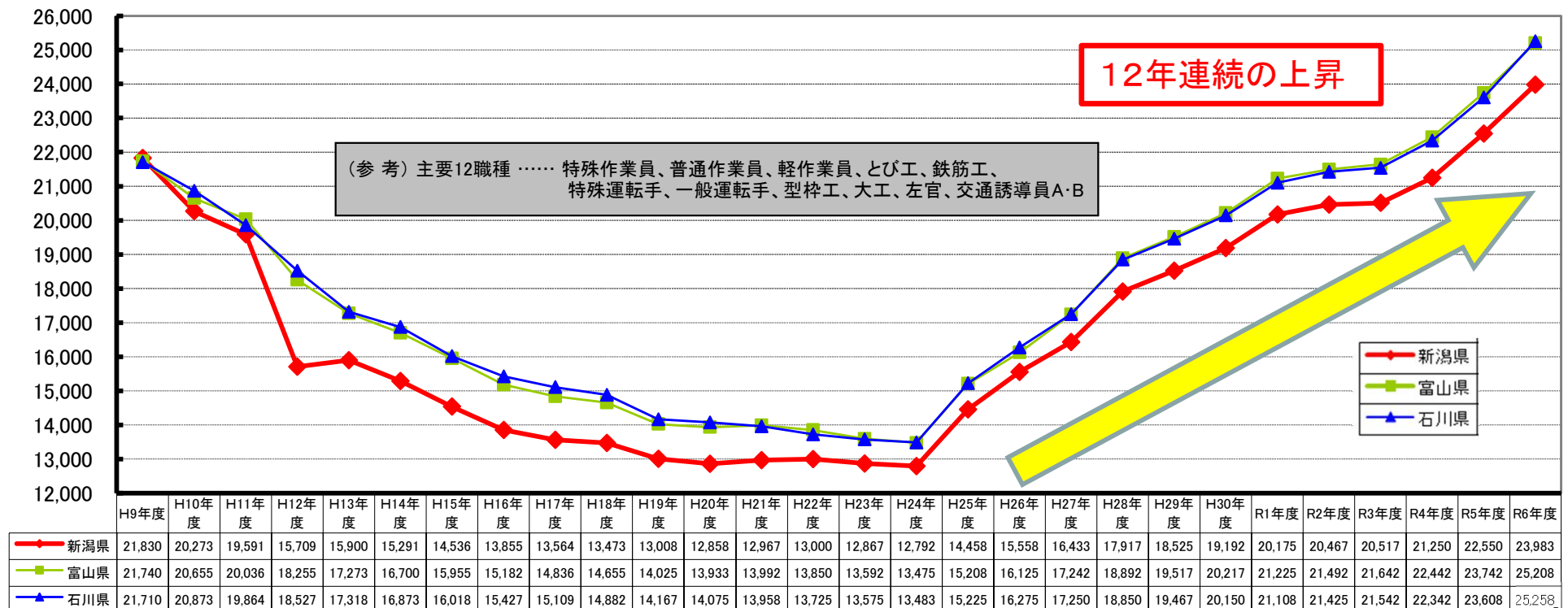
富山県 25,208円(対前年度比 +6.2%増 1,466円増)

石川県 25,258円(対前年度比 +7.0%増 1,650円増)

[3県平均 24,816円(対前年度比 +6.5%増 1,516円増)]

※北陸地方整備局計算値

令和6年度公共工事設計労務単価の推移 5主要12職種

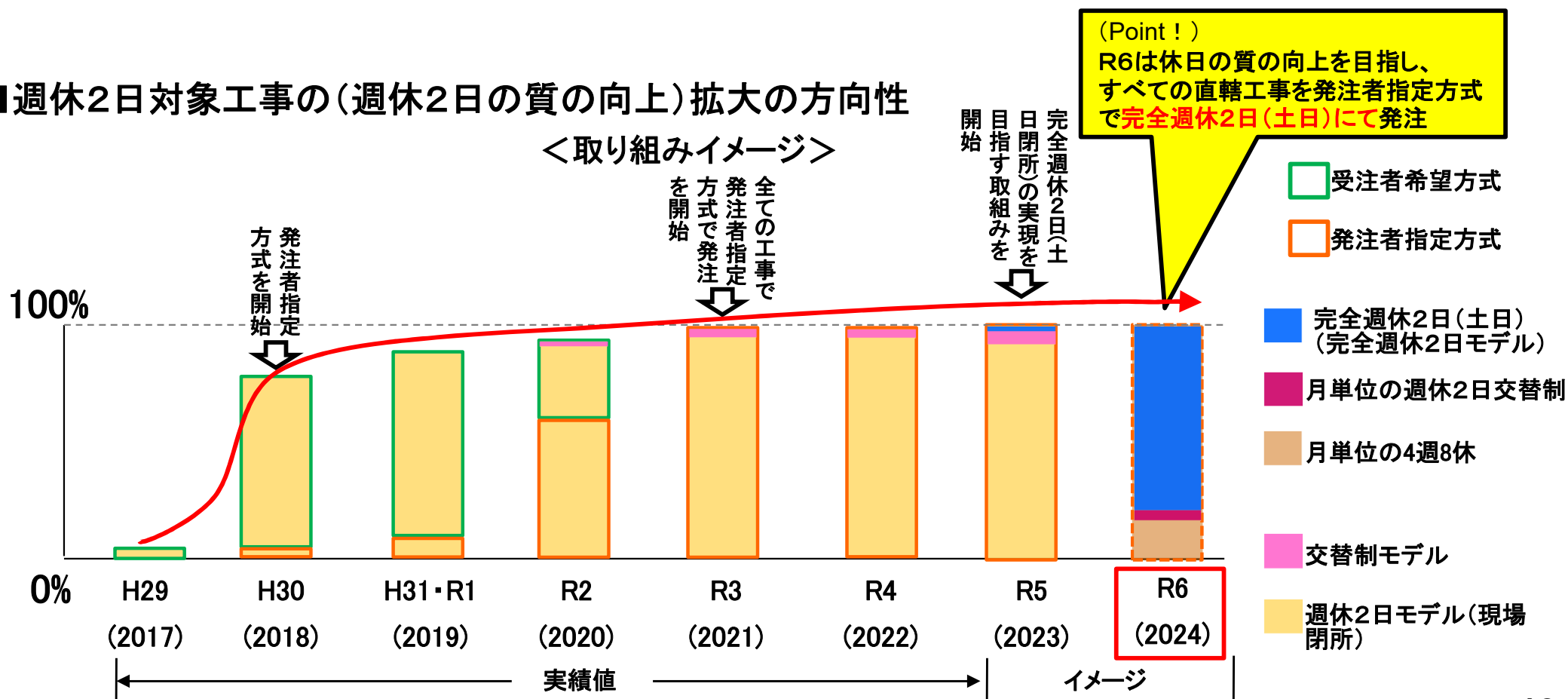


週休2日の「質の向上」の拡大に向けた取組み

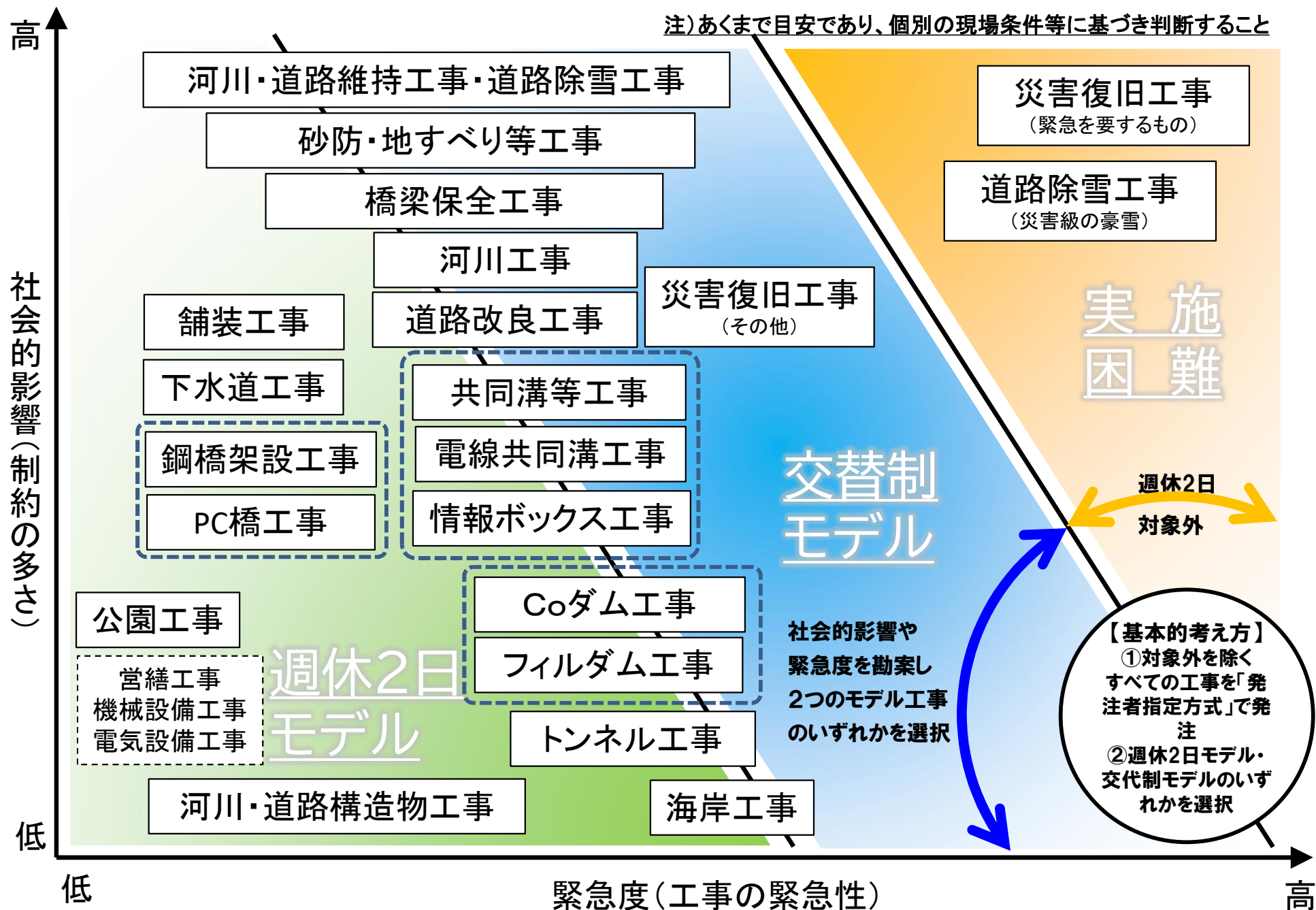
- 原則すべての直轄工事を発注者指定方式で**完全週休2日(土日)**にて発注、当初から経費補正による計上、工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【新規】
- **完全週休2日(土日)実現に向けた取組みとして、土日閉所**(交替制適用工事の場合は休日率)の達成状況を確認(施工計画書に法定休日・所定休日を記載し、発注者による月1回程度の確認)【新規】
- 取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組む【継続】
- **完全週休2日(土日)を実現した受注者は、工事成績評定で加点【新規】**
- 猛暑日(WBGT値31以上の時間から日数を算定)を考慮した雨休率を設定するとともに、官工程で見込んでいる以上に作業不能日が確認された場合には、適切に工期延期及び延期日数に応じた費用を精算【継続】

■週休2日対象工事の(週休2日の質の向上)拡大の方向性

＜取組みイメージ＞



週休2日の発注方式の基本的考え方



週休2日工事及び交替制工事の間接工事費の補正(令和6年度)

- H29年度より現場閉所の状況に応じた週休2日工事の経費補正を実施中。実態調査の結果を踏まえ、R6年度も補正係数を継続
- R1年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進する工事の補正係数をR6年度も継続
- 工期全体(通期)の4週8休(工期全体(通期)の週休2日)に対する経費補正を継続するとともに、休日の質の向上のさらなる推進のため、月単位の4週8休(月単位の週休2日)に対する補正係数を新設

現場閉所の補正係数

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05

※工期全体(通期)、月単位の週休2日の達成に応じて上記の補正係数を適用。

交替制の補正係数

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03

※工期全体(通期)、月単位の週休2日の達成に応じて上記の補正係数を適用。

週休2日工事及び交替制工事の間接工事費の補正(令和6年度)

- 市場単価方式による積算は、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
- 土木工事標準単価による積算については、R6年度より週休2日の補正係数による積算方法へ見直し
- R6年度より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定。また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

週休2日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

週休2日工事における土木工事標準単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 （アミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

※表（市場単価、土木工事標準単価）は適用工種の一部抜粋。

週休2日適正工期宣言制度について

- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図るため、北陸ブロック発注者協議会として、宣言制度を創設。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休二日を促す。

発注者用



受注者(企業)用



ロゴマークの使用について

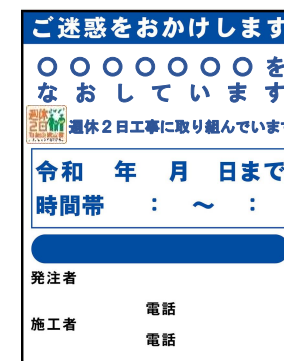
- ◆ 発注者は、「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』
- ◆ 受注者は、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

ロゴマークについて

- ◆ 「週休2日」の取得により、休日が増え、家族と過ごす様子をピクトグラムでシンプルに表現。
- ◆ 受発注者双方の意識の変化を促すため、「change!!」というメッセージを組み合わせて表現。

【ロゴマークの使用例】

- ・ ウェブサイト、ヘルメット、建設現場の看板や仮囲い等、名刺、ポスター、チラシなど



「週休2日適正工期発注宣言」「週休2日取組企業宣言」宣言機関・企業

令和6年11月22日時点

「週休2日適正工期発注宣言」宣言機関一覧

番号	機関名	発注宣言	宣言年月※	宣言状況
1	国土交通省 北陸地方整備局	○	令和6年4月	https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/burokkokuohyou/declaration/index.html
2	海上保安庁 第九管区海上保安本部	○	令和6年7月	ポスター掲示
3	農林水産省 北陸農政局	○	令和6年9月	https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/syukyu_futuka_tekisei.html
4	新潟県	○	令和6年6月	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gjutsu/sengen.html
5	新潟市	○	令和6年6月	https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/doboku_hoshin/2days_sengen.html
6	長岡市	○	令和6年7月	ポスター掲示
7	柏崎市	○	令和6年7月	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshikiichiran/zaimubu/keiyakukensaka/2/1/3/43161.html
8	上越市	○	令和6年8月	ポスター掲示
9	阿賀野市	○	令和6年7月	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keiyaku/2/13181.html
10	富山県	○	令和6年5月	ポスター掲示
11	富山市	○	令和6年4月	ポスター掲示
12	高岡市	○	令和6年5月	https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/kanzaikenyakuka/2/3/1/3/10699.html
13	氷見市	○	令和6年8月	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/zaimuka/2/1/9960.html
14	黒部市	○	令和6年6月	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=38537
15	南砺市	○	令和6年9月	https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=27706
16	石川県	○	令和6年7月	https://www.pref.fishikawa.lg.jp/gijyutsu/hattyuusenngenn.html
17	金沢市	○	令和6年7月	ポスター掲示
18	七尾市	○	令和6年11月	https://www.city.nanao.lg.jp/kanri/jigyosha/nyusatsu/nyusatsu/syuuukyuuufutukasengen.html
19	小松市	○	令和6年10月	ポスター掲示
20	輪島市	○	令和6年9月	ポスター掲示
21	白山市	○	令和6年7月	https://www.city.hakusan.lg.jp/machi/nyusatsu/1003462/1012955.html
22	野々市市	○	令和6年8月	https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/4/54853.html
23	津幡町	○	令和6年9月	https://www.town.tsubata.lg.jp/division/kanri/nyusatsu_kitei.html#nyusatsu_sengen.html
24	内灘町	○	令和6年8月	ポスター掲示
25	宝達志水町	○	令和6年7月	ポスター掲示
26	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局	○	令和6年5月	ポスター掲示

「週休2日取組企業宣言」宣言企業一覧

番号	商号又は名称	本店所在地	宣言年月※
1	共和土木 株式会社	富山県黒部市荒保1600	令和6年4月
2	株式会社 鈴木組	新潟県村上市平林97-1	令和6年4月
3	株式会社 グリーンシグマ	新潟県新潟市西区坂井700-1	令和6年4月
4	株式会社 近藤組	新潟県佐渡市相川大間町45	令和6年4月
5	石川建設工業 株式会社	石川県金沢市桂町ホ85	令和6年4月
6	東亜道路工業 株式会社	東京都港区六本木7-3-7	令和6年5月
7	株式会社 小林組	新潟県阿賀野市菅郷302	令和6年5月
8	株式会社 佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4	令和6年5月
9	株式会社 明彦組	石川県金沢市泉野町6-15-15	令和6年5月
10	大成ロテック 株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	令和6年5月
11	株式会社 曙建設	新潟県長岡市千塚2-17-9	令和6年5月
12	福田道路 株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-1	令和6年6月
13	北陸パブリックメンテナンス 株式会社	新潟県新潟市江南区横越上町4-10-7	令和6年6月
14	世紀東急工業 株式会社	東京都港区芝公園2-9-3	令和6年6月
15	株式会社 飯作組	富山県下新川郡入善町五十里250	令和6年6月
16	桜井建設 株式会社	富山県黒部市新町1	令和6年6月
17	道路技術サービス 株式会社	富山県射水市橋下条527	令和6年6月
18	株式会社 レックス	新潟県新潟市中央区南長潟12-10	令和6年6月
19	株式会社 帆刈組	新潟県阿賀野市保田1111	令和6年6月
20	株式会社 中越興業	新潟県長岡市喜多町1078-1	令和6年6月
21	株式会社 新興	富山県黒部市若栗302-1	令和6年6月
22	真柄建設 株式会社	石川県金沢市彦三町1-13-43	令和6年6月
23	大河津建設 株式会社	新潟県燕市分水あけぼの1-1-72	令和6年6月
24	株式会社 伊藤組	新潟県新潟市島潟1273-1	令和6年7月
25	丸連建設 株式会社	新潟県新潟市中央区幸西1-4-21	令和6年7月
26	大高建設 株式会社	富山県黒部市宇奈月温泉633-1	令和6年7月
27	黒鳥建設 株式会社	新潟県新潟市西区黒鳥3747-3	令和6年7月
28	酒井工業 株式会社	石川県金沢市東力町ニ170	令和6年7月
29	株式会社 西方組	新潟県新潟市西区坂井1-19-34	令和6年7月
30	株式会社 巴山組	新潟県東蒲原郡阿賀町九島1270	令和6年7月
31	北本建設 株式会社	新潟県新潟市秋葉区中沢町10-42	令和6年7月
32	株式会社 原組	新潟県新潟市江南区割野2883-1	令和6年7月
33	安達建設 株式会社	富山県南砺市野田425-7	令和6年7月
34	丸高工業 株式会社	新潟県新潟市東区山木戸8-1-13	令和6年7月
35	創和ジャステック建設 株式会社	新潟県糸魚川市大町1-5-29	令和6年8月
36	株式会社 のとさく	石川県珠洲市上戸町北方い部31-1	令和6年8月
37	株式会社 廣瀬	新潟県新潟市西区善久823	令和6年8月
38	株式会社 河合組	石川県野々市市押野4丁目222	令和6年8月
39	日本サミコン 株式会社	新潟県新潟市中央区弁天橋通1-8-23	令和6年8月
40	株式会社 水倉組	新潟県新潟市西蒲区巻甲5480番地	令和6年8月
41	丸建道路 株式会社	石川県金沢市小坂町西75番地	令和6年8月
42	株式会社 谷村建設	新潟県糸魚川市寺町1丁目6番35号	令和6年8月
43	山陸リコム 株式会社	新潟県五泉市三本木2-1-14	令和6年8月
44	株式会社 興和	新潟市中央区新光町6番地1	令和6年8月
45	株式会社 福田組	新潟市中央区一番堀通町3-10	令和6年8月
46	株式会社 トーホー	新潟市西区黒鳥1450番地	令和6年9月
47	株式会社 日伸設備	新潟市江南区曾川甲380-18	令和6年9月
48	廣川建設工業 株式会社	富山県下新川郡入善町古黒部3124番地	令和6年9月
49	株式会社 吉田建設	新潟県新潟市西蒲区赤館1307-1	令和6年9月
50	株式会社 榎木組	新潟県柏崎市駅前1-5-45	令和6年9月
51	株式会社 大野建設	新潟県新潟市秋葉区新津4534番地2	令和6年9月
52	株式会社 田中組	新潟県新潟市中央区上大川前通三番町25番地7	令和6年9月
53	豊和建設 株式会社	新潟市中央区一番堀通町5938-30	令和6年10月
54	小柳建設 株式会社	新潟県加茂市青海町1丁目5番7号	令和6年10月
55	株式会社 星野組	新潟県長岡市沢田2丁目11-5	令和6年11月
56	株式会社 氏田組	新潟県燕市分水あけぼの1丁目1番地72	令和6年11月

※ 宣言年月は事務局へ宣言の報告を頂いた年月を記載しています。

週休2日推進に向けた統一的現場閉所の取り組み

北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第7弾」の取り組み

□令和6年度も、年間を通じての取り組みを実施。

□毎週土曜日・日曜日を「現場閉所の統一日」に設定。

※現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保。

公共工事の発注者・受注者の皆さんへ

北陸建設業界の担い手確保に向け
建設現場の「土日閉所」を推進します
(統一的な現場閉所「第7弾」)

毎週
土曜日・日曜日
「現場閉所の統一日」

新潟県、富山県、石川県内の
公共工事は土日閉所します

※ 現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸県政務、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、
金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和元年度

大型連休、3連休における
休日の確保

大型連休、3連休の
「統一的な現場閉所」

令和2、3年度

月2回の
「統一的な現場閉所」

令和4年度

月3回の
「統一的な現場閉所」

令和5年度

月4回の
「統一的な現場閉所」

令和6年度

時間外労働規制適用

4週8休の確保

建設業における週休2日への取り組み状況と今後の課題

作業所閉所状況(2018～2023年上半期)

出典：(一社)日本建設業連合会「週休二日実現行動計画2023年度上半期 フォローアップ 報告書」(R5.12)

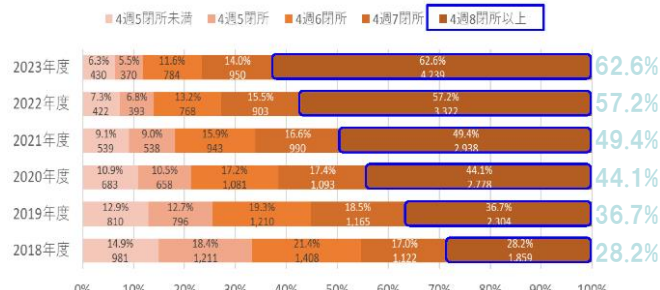
単位：閉所作業所数

調査対象：日建連会員141社、回答企業数104社、事業所数合計：13,236現場(土木6,773現場、建築：6,463現場)

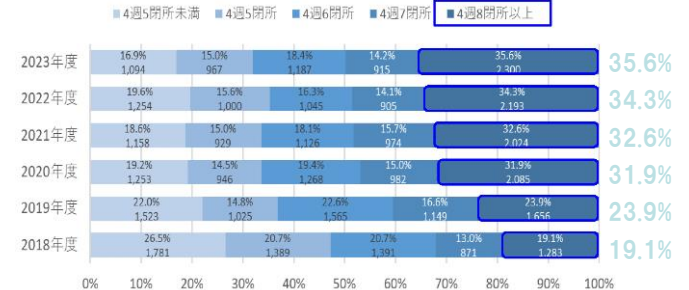
「全事業所」では、4週8閉所以上は49.4%



「土木」では、4週8閉所以上は62.6%



「建築」では、4週8閉所以上は35.6%



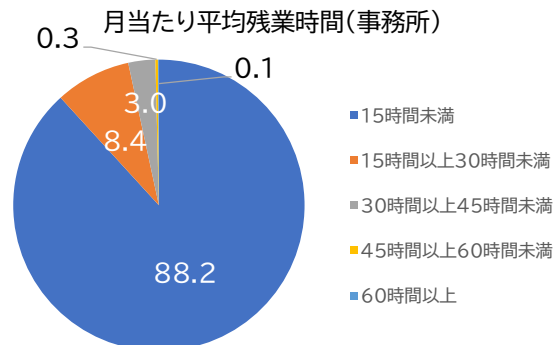
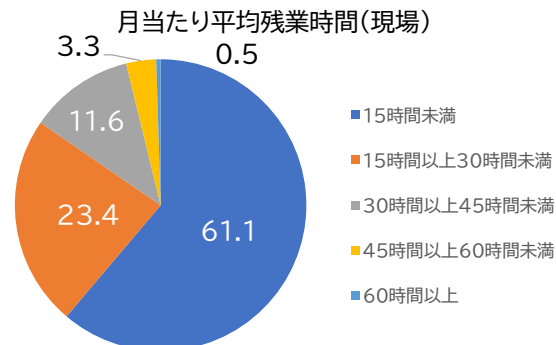
- 現場閉所の実施は、改善傾向にあるが、令和5年度上半期において、「全事業所」では、**4週8閉所以上は49.4%(2023年上半期実績)**であり、未だ半分以上となっている。4週7閉所は63.5%、4週6閉所78.4%
- 特に「建築」での実施率が低く、4週8閉所以上は35.6%(2023年上半期実績)である。

残業時間の状況について(令和4年度実績)

出典：(一社)全国建設業協会「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」(R5.9.28)

調査対象：各都道府県建設業協会会員回答者数：3,146社(回答率17.0%)

調査時期：R5.7.1現在(土木2,006社、建築399社、土木建築672社、その他69社)



- 土日閉所の完全週休2日には至らないものの、週休2日と言う枠組みでR6改正労働基準法の適用に向け業界として取組み、残業時間の改善も何とか抑制している傾向有り。
- 残業時間の上限規制をクリアするためには、工期全体では無く、週休2日を月単位で確実に達成出来る環境整備が必要。
 - ⇒「休日の量確保」>「休日の質向上」にシフト
 - ⇒「工期単位で週休2日」>「月単位に見直し」に方向転換
 - ⇒ICT施工の導入、二次製品、書類の簡素化等の利用促進。
- ただし、担い手の確保、新規職員の採用に向けた将来的な目標は、土日閉所の完全週休2日を「質の向上」に掲げ統一的な閉所を設定。

- 月当たりの平均残業時間数は、現場、事務所共に「15時間未満」が最多。
- その割合は事務所 88.2%に対して、現場は61.1%にとどまるなど、現場での平均残業時間数が総じて長い。
- 現場での45時間以上60時間未満は、3.3%、60時間以上は0.5%である。

ウィークリー・スタンスの更なる高み

- 平成26年度より、一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務において実施。また、実施可能な工事において、検討するとしていた。
- 平成5年度より北陸地方整備局が発注する全ての土木工事においても本取り組みを適用。

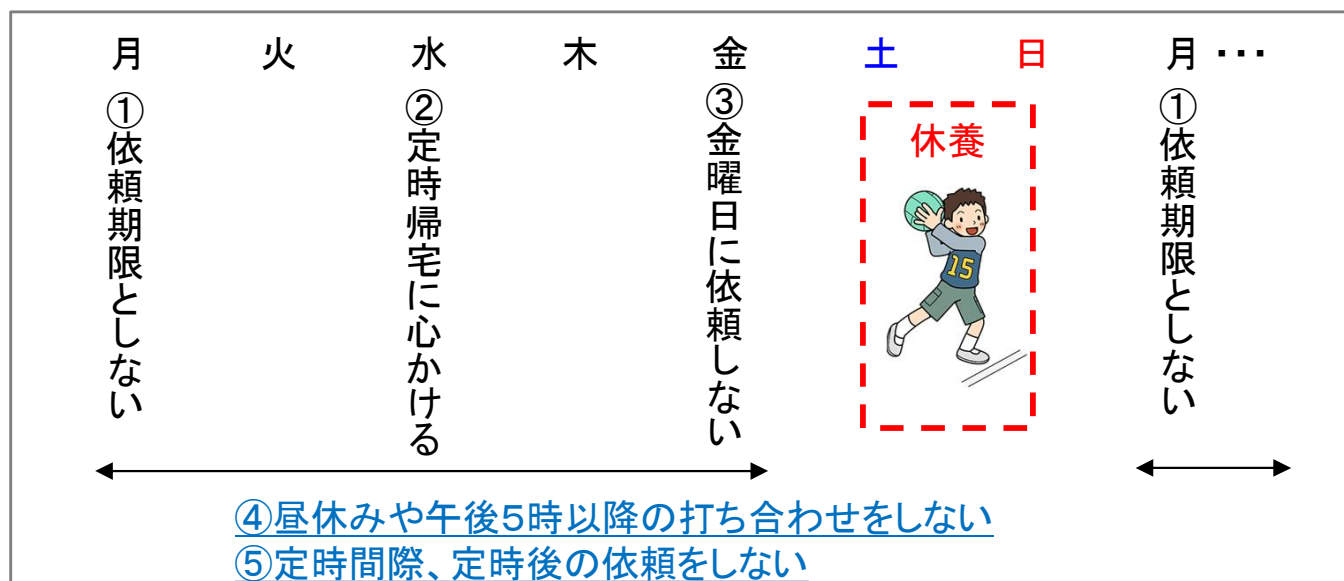
※青字アンダーライン箇所はR5より追加

- ①マンデー・ノーピリオド(月曜日は依頼の期限日としない)
- ②ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅に心がける)
- ③フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない)
- ④ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤イブニング・ノーリクエスト(定時間際、定時後の依頼をしない)

【以下は、任意で実施】

- ⑥金曜日にも定時の帰宅を心掛ける
- ⑦その他、任意で設定する取組(受発注者間で合意した事項)

※初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。
なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。



適切な工期設定に向けた工程情報の開示

試行

【R1】 週休2日に取り組む工事にて

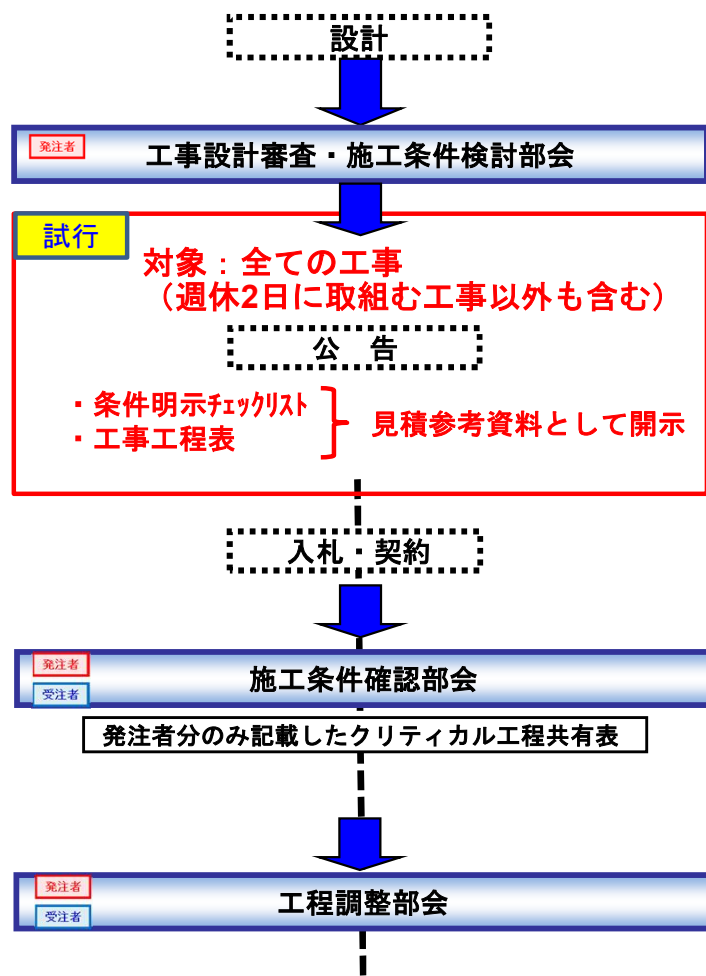
- ・発注者指定：入札公告時
- ・受注者希望：開示を希望した場合に配布



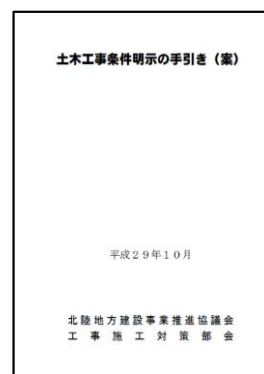
【R2以降】 週休2日以外も含めた
すべての工事※で入札公告時に開示

※土木工事においては 維持工事や災害復旧 工事は除く
※営繕工事除く

R3年度試行(継続)のフロー図



①発注者が記載した条件明示チェックリスト (土木工事条件明示の手引き(案))



土木工事条件明示の手引き(案)		項目	確認	備考
1. 工事概要				
1-1 工事名称				
1-2 工事内容				
1-3 工事場所				
1-4 工事期間				
1-5 工事予算				
2. 工事条件				
2-1 工事の性質				
2-2 工事の規模				
2-3 工事の難易度				
2-4 工事の危険性				
2-5 工事の環境				
2-6 工事の社会影響				
2-7 工事のその他				

○影響を受ける工事の有無、
関連機関等との協議状況等
を特記仕様書と併せて確認
可能。

○その他にも、用地関係、
安全対策関係、工事支障物
等における施工条件の確認
が可能。

②工期設定支援システムで作成した工事工程表

〇〇工事 工期 2000/00/00~2000/00/00 (〇〇〇日)

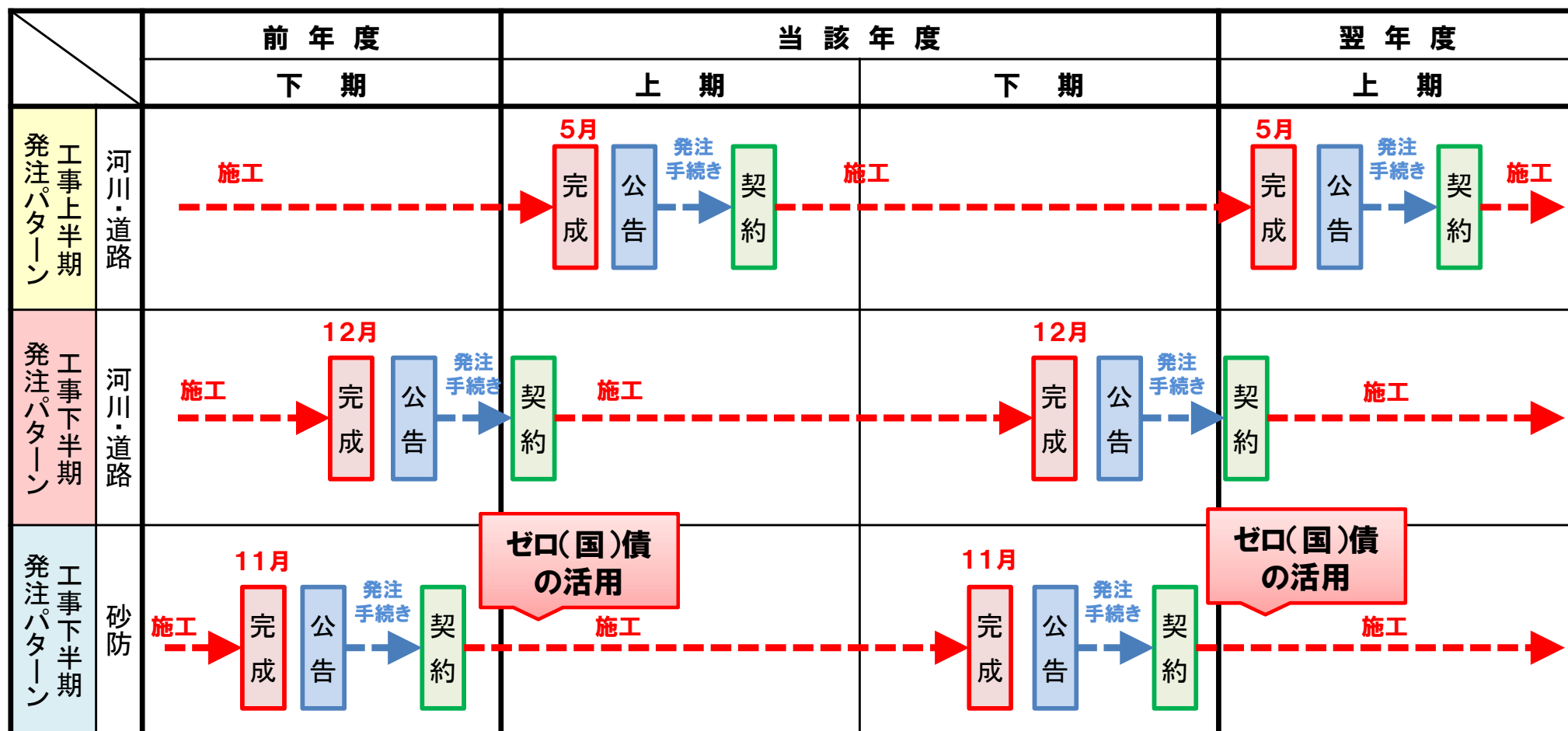
No.	工種	【全体工程表】									
		4/1	4/21	5/11	5/31	6/20	7/10	7/30	8/19		
		0	20	40	60	80	100	120	140		
		8/13~8/15(3日):夏季休暇									
1	準備工	準備工 30日									
2	道路土工	道路土工 57日									
3	石・ブロック積(張)工	石・ブロック積(張)工 赤岩下流砂防ダム部 82日									
4	舗装工	舗装工 4日									
5	仮設工	仮設工 39日									
6	後片付け工	後片付け工 20日									

※「維持工事や緊急対応工事等の工期が予め決められているもの、標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない想定されるもの」は別途作成した工程表とする。

目的:適切な工期設定や円滑な施工の推進

工事の平準化(工事発注サイクル見直し)

- ◆ 工事の終期は3月末が多く、**年度末に土休日施工(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ 工事において、当初予算からゼロ(国)債の活用が可能(H29年度～)。
- ◆ 事業内容に応じて、出水期前工期末(繰越)、降雪期前工期末(年内完成)を設定。
- ◆ 設計ストックの業務発注も含め、建設生産システム全体で施工時期の平準化を実現。



書類作成業務のさらなる負担軽減

今年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施する。

直轄工事での取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

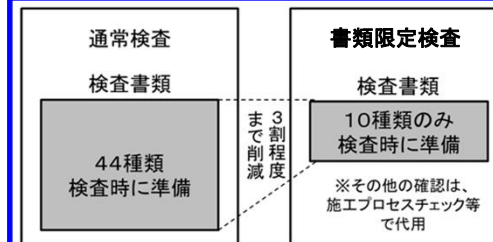


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

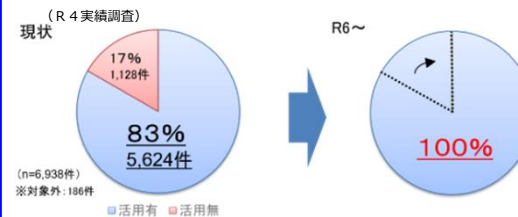
工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「検査書類限定型工事」の実施拡大



書類限定検査のイメージ



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
『2024働き方改革対応相談窓口』を設置

地域	名称	相談窓口	電話番号	URL
北海道	●●相談窓口	●●●●●	●●●●●	https://www.~
東北	2024働き方改革相談窓口	...	...	https://www.~
関東	●●ホットライン	...	...	https://www.~
中部	...	...	...	https://www.~
近畿	...	...	...	https://www.~
中国	...	...	...	https://www.~
四国	...	...	...	https://www.~
九州	...	...	...	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口一覧 (イメージ)

書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

自治体との連携

工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



令和5年度 秋季 九州沖縄ブロック土木部長等会議

工事書類スリム化ガイド～現場技術者の負担軽減のために～の策定

○建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取組み事例を紹介するもの。

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

〔5つの要点〕

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

双方の役割分担や責任区分を明確化し、受注者への要求を適正化します。

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

工事円滑化推進会議の開催により、工程の停滞、施工計画書等の作り直し、下請契約や材料手配等の手続きのやり直しを回避します。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

不要な資料を作らない・求めないようにします。

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

ペーパーレス化により、紙資料のコピー・ファイル綴じ作業の削減、二重提出を不要とします。

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減します。



現場技術者の負担軽減を図るための取組みとして、5つの要点を柱に、具体的な取組み事例を42項目示して解説

工事円滑化推進会議の改良・改善

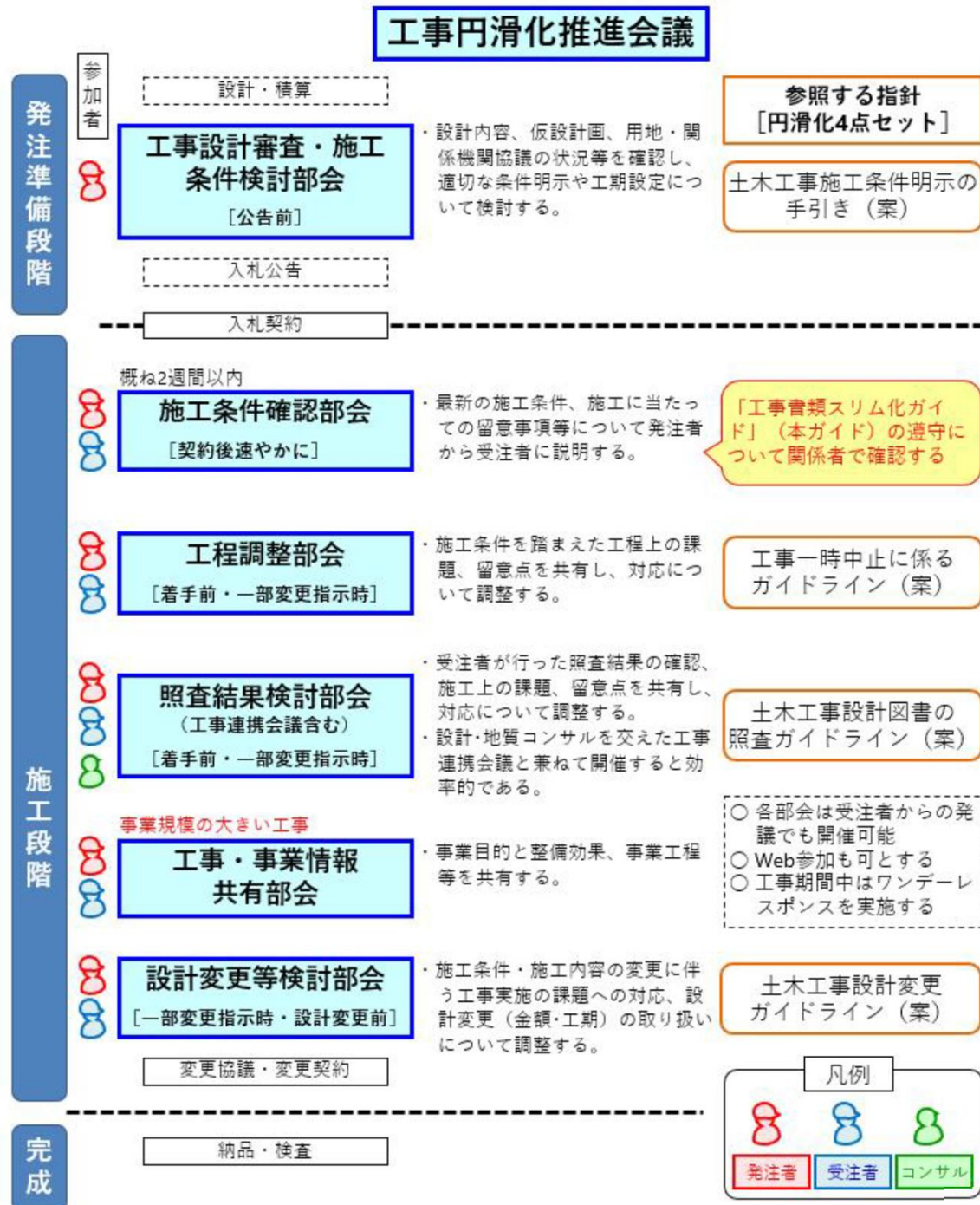
○工事の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催により受発注者間のコミュニケーションの充実。（平成20年11月～）

○さらに平成27年度から規模の大きい事業の工事において「工事・事業情報共有部会」を試行。

○平成29年度より工事工程の調整により、効率的な工事の進捗・完成を図る「工程調整部会」及び「施工条件確認部会」を原則全ての工事で実施。

○「工事書類スリム化ガイド」の策定をうけ「施工条件確認部会」の段階で本ガイドを受発注者間で確認することを規定。

※ 「円滑化4点セット」は、北陸地方整備局HPに掲載
↓
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>

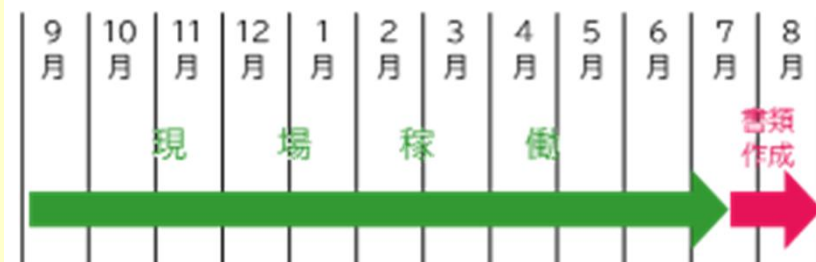


気候変動に対応した適切な工期・作業環境

- 近年、猛暑や豪雨等の異常気象により、厳しい気象条件の中での施工が余儀なくされている
- また、担い手不足や労働者の高齢化も進んでおり、働き方改革と労働環境改善が重要
- 課題を解消する一つとして、工事現場を大型テント等で囲う「快適スーパーハウス(仮称)」により、気象条件に影響されことなく通年施工が可能

<期待できる効果>

- ✓気象条件に影響されことなく、**工程管理の確実性**が向上
(確実な週休2日の確保が可能)
- ✓強風下での転落や凍結による足場上のスリップなどが防止でき、雨具・防寒具不要などにより**安全性、快適性も向上**
- ✓ロス時間の解消、労働環境改善による作業効率アップなどにより**作業能率が向上**
- ✓**レベルの高い品質管理**が容易
- ✓**建設業界のイメージアップ**が図られる



[猛暑に対応した工期改善イメージ]



ウェザ・シェルター(Gタイプ)



スーパー仮囲い(エアー・ドーム型)



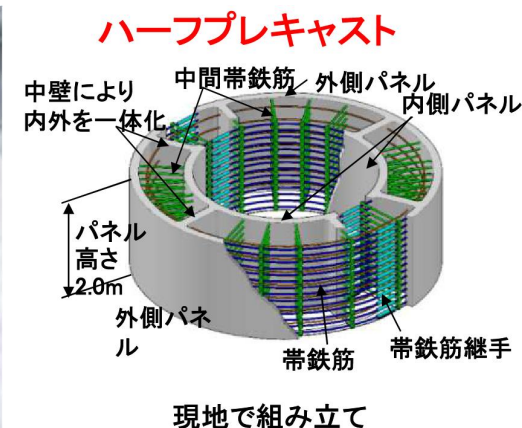
コンプレッサーを使用した空調設備

コンクリート工の生産性向上に関する取り組み

これまでの北陸地域での取り組み

- 積雪寒冷特別地域である北陸地方では、冬期の作業条件が厳しいため、従来から公共事業の平準化(通年施工)、省力化、省人化等を目的として、コンクリート構造物のプレキャスト化などに取り組んできた(コンクリート工の生産性向上)

北陸ではプレキャスト化が進んでいる中、今後、更なる生産性向上を図るため、工場製品による屋内作業化や新技術・新工法による現場作業の省人化など、要素技術(プレハブ鉄筋、ハーフプレキャスト等)をより活用することを検討



令和6年度 3～5件程度モデル工事を発注予定

遠隔臨場 [遠隔臨場を活用した工事検査の試行]

- 遠隔臨場による工事検査（完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査）、段階確認 3 認、材料確認及び立会等を、全ての工事に適用。
- なお、現場条件、検査・確認項目の適応性、受発注者間の調整を踏まえ、従来方法（対面、現場実地等）を選択することも可能。
- ※受発注者間の調整：現場状況の詳細把握、現場での学びや技術力の向上、受発注者間のコミュニケーション強化等のため、すべてを遠隔臨場によることにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら遠隔臨場を活用。



 事務所配備の遠隔臨場機器

- ①スマートグラス、P C を全事務所に配備
- ②スマートグラス、スマートフォンにより全ての監督員が実施可能
- ③P C により多様な遠隔臨場システムに対応



検査状況（検査官側）



寸法確認状況



検査状況（受注者側）

